

**令和8年度 観光人材育成・確保促進事業委託業務
企画提案応募要領**

本公募は、令和8年度沖縄県予算成立及び沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立後及び交付決定後に効力を生じる事業である。従って、沖縄県議会において、当初予算案が否決された場合、国の交付決定がなされなかった場合は、契約を締結しない。

1 委託事業名

令和8年度 観光人材育成・確保促進事業委託業務

2 事業の目的等

世界から選ばれる持続可能な観光地として沖縄県の観光客受入体制を強化するため、国内外の観光客の満足度向上に繋がる質の高いサービスを提供できる観光人材の育成・確保を支援する。

3 委託業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容、企画提案内容等について

別添「企画提案仕様書」のとおり

5 委託契約額の上限

委託料 52,680,000円以内（消費税込み）

※当該金額は、企画提案公募にあたり設定したものであり、実際の契約額とは異なる場合がある。また、本企画提案公募にかかる委託業務の内容や積算の費目等は、諸事情により変更する場合がある。

6 積算見積及び経費限度額

(1) 各経費は、税抜き価格とし、別途消費税を計上する。ただし、限度額は、「5 委託契約額の上限」の範囲内とする。

(2) 積算の費目については、以下の内容で提出すること。

ア 人件費等

イ 旅費

ウ 需要費（消耗品費、印刷製本費等）

エ 役務費（通信運搬費、広告料等）

オ 使用料及び賃借料（会場借料等）

カ 外注費（再委託費等）

キ 一般管理費、消費税

※1 各積算費目の単価と内訳を記載すること。

※2 この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

※3 一般管理費について

一般管理費は、当該業務を行うために必要な経費であって、当該業務に要した経費としての特定・抽出が難しいものについて、契約締結時に一定割合認められる経費であり、次の計算式により算出すること。

【（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10／100 以内】

※上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

（請負契約の例：機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等）

※継続事業で上記計算式により難しいなど特殊要因がある場合は、実績、実情を勘案し、適正かつ合理的な方法に基づき算出された金額を積算すること。

7 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす企業又は団体であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

（注）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 共同企業体による企画提案申請も認める。その場合の要件は以下のとおりとする。

①共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

②共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格（1）及び（2）の要件を満たすこと。

(4) 単独で事業を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店を有する法人

であること。複数の事業者による共同企業体で事業を実施する場合には、代表企業は、沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。

- (5) 別添企画提案仕様書の委託業務内容を遂行する能力を有していること。
- (6) 本県の観光関連施策等を十分に理解し、本業務の実施にあたって県と密接に連携できること。
- (7) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤と執行体制を有すること。また、責任者及び担当者を2名以上バランスよく割り当て、県との業務調整を円滑に行える体制が取れること。

8 応募方法等

(1) 公募期間

令和8年3月9日（月）から令和8年3月23日（月）12時（厳守）

(2) 応募に係る質問

企画提案仕様書等に関して疑義がある場合は、質問書【様式10】を記入し、電子メールにより提出（受信確認必須）すること。質問に対する回答は、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課ホームページに随時掲載する。

ア 受付期限 令和8年3月13日（金）12時（厳守）

イ 提出先 沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課 垣花

ウ メールアドレス aa057137@pref.okinawa.lg.jp

(3) 参加申込締切

電話か電子メールにて、提案書の提出予定日を連絡すること。

ア 連絡期限 令和8年3月18日（水）12時（厳守）

イ 連絡先 沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課 垣花

電話 098-866-2764

メールアドレス aa057137@pref.okinawa.lg.jp

(4) 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次により持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

※共同企業体での応募の場合、代表事業者が提出すること

ア 提出書類 企画提案応募申請書等一式 「8 提出書類等」参照

イ 提出期限 令和8年3月23日（月）12時（厳守）

ウ 提出先 沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課 垣花

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

9 提出書類等

以下に示す書類について、原本1部、写し7部を提出すること。

- (1) 企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式1】

- (2) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式2】
- (3) 会社概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式3】
- (4) 積算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式4】
- (5) 業務計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式5】
 ※実施体制（任意様式）も添付すること。
- (6) 実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式6】
- (7) 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式7】
- (8) 共同企業体構成書（共同企業体の場合）・・・・・・【様式8】
 ※共同企業体協定書の写しも添付すること。
- (9) 定款及び直近2期分の決算報告書の写し
- (10) 法人の場合は、直近2年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類
- (11) 参考資料（必要に応じて）
 ※共同企業体で応募する場合は、協働企業体構成員ごとに（3）及び（6）～（10）を提出すること。

10 企画提案書の体裁

「A4判、縦置き、横書き」を基本とし、必要に応じて「A4判、横置き、横書き」を可とする。また、両面印刷の場合は、長辺とじとすること。なお、ページ数の上限は、20ページまでとする。

※書類は全て左長辺に2穴パンチで空け、提出書類は（1）～（11）の並びにし、各セットをクリップ留めすること。

11 審査の方法

（1）第一次審査（書面審査）

応募者が4社以上の場合は、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課において書面審査を行ったうえで、上位3社を選定する。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを、電子メール及び書面で通知する。

なお、応募者が3社以下の場合は、第一次審査は実施せず、応募資格要件の適合を確認したうえで、全て第二次審査の対象とする。

（2）第二次審査（プレゼンテーションまたは書面審査）

企画提案業者選定委員会において、企画提案書の内容、経費等について審査を行ったうえで、最も優れた提案者を選定する。

なお、第二次審査の結果については、電子メール及び書面にて通知する。

12 公募スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| (1) 公募開始 | 3月9日(月) |
| (2) 質問締切 | 3月13日(金)12時(厳守) |
| (3) 質問回答 | 3月17日(火)まで随時回答 |
| (4) 参加申込締切(電話かメールで受付) | 3月18日(水)12時(厳守) |

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| (5) 公募締切 | 3月23日(月)12時(厳守) |
| (6) 第一次審査 | 3月24日(火)予定 |
| (7) 第一次審査結果通知 | 3月24日(火)予定 |
| (8) 第二次審査 | 3月31日(火) |
| (9) 第二次審査結果通知(委託予定業者通知) | 3月31日(火) |
| (10) 委託契約 | 4月1日(水) |

13 その他

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 本公募要領に違反すると認められる場合
 - エ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 企画提案書等の作成に要する経費、第二次審査に参加する経費等については、応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 委託業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じないこととする。
- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (7) 委託予定業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、事業趣旨に合致しない個別事項については、県と委託予定業者間で協議のうえ是正し実施することとする。よって、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。

※沖縄県財務規則抜粋(契約保証金について)

- (契約保証金)
- 第101条** 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額(長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の10以上とする。
- 2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。
- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

14 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課 垣花

電話番号 098-866-2764 F A X 番号 098-866-2765

Mail : aa057137@pref.okinawa.lg.jp